

入会金及び会費規則

一般社団法人 日本電力ケーブル接続技術協会

入会金及び会費規則

平成2年11月27日 制定
 平成8年5月23日 改定
 平成15年7月16日 改定
 平成23年5月12日 改定
 平成25年5月16日 改定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会（以下本会という）定款第7条に定める入会金及び会費ならびにその手続について定める。

(種別)

第2条 入会金及び会費は、各々次のとおりとする。

入会金

正会員 10万円
 賛助会員 5万円

会費

正会員 1口12万円／年、4口以上
 賛助会員 1口 6万円／年、1口以上

2. 正会員の会費は、各社の規模（資本金）及び電力ケーブル接続用品ならびに関連製品の売上高に応じ、次のとおりとする。

種別	条件			口数	会費 (千円)
	資本金	売上(年額)	製品認定		
A	100億円以上	5億円以上	あり	14	1,680
B	100億円未満	5億円以上	あり	13	1,560
C	同上	5億円未満	あり	8	960
D	—	—	なし	4	480

(納付)

第3条 入会金及び会費は、各々、次に定めるところにより、納付しなければならない。

(1) 入会金

本会に会員として入会しようとする者は、入会承諾書受領後1ヶ月以内に入会金を納付しなければならない。

(2) 会費

会費は、半期ごとに年額の2分の1を本会の指定する期日までに納付しなければならない。

なお、期の途中における入会者は、入会月の属する半期分から会費を納付しなければならない。

また、前期の指定する期日までに年会費（2期分）を納入することを妨げない。

（入会金及び会費の使途）

第4条 入会金及び会費は、当該年度の法人会計に使用する。

（運用の取扱）

第5条 入会金および会費の取扱いは次のとおりとする。

- （1）誤って余分の費用を収納した場合は、超過金額の全額を返還する。
- （2）入会金を指定期日までに納入せず、督促後3ヶ月以上納入しない場合は、入会申し込みが取り下げられたものとして入会を取消す。
- （3）正会員を退会し、引き続き賛助会員として入会した場合には、入会金の差額は返金しないこととし、逆に賛助会員を退会し、引き続き正会員として入会した場合は入会金の差額を納付するものとする。
- （4）期の途中における退会者は退会月の属する半期分は会費を納付するものとする。

（規則の運用）

第6条 本規則に記載のない事項および疑義が生じた場合は、その都度理事会の決定による。

附則（平成2年11月27日）

この規則は、通商産業大臣の設立許可のあった日から施行する。

附則（平成8年5月23日）

この規則は、平成8年5月23日から施行する。

（5年毎の見直しを行い、入会金の他主として語句の改定を行った。）

附則（平成15年7月16日）

この規則は、平成15年7月16日から施行する。

（入会金の運用の取扱いを明確にするため、第5条（3）項を追加した。）

附則（平成23年5月12日）

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

（第4条を追加し、以下の条文は繰り下げた。）

附則（平成25年5月16日）

この規則は、平成25年5月16日から施行する。

（退会時の会費納付の取扱いを明確にするため、第5条（4）項を追加した。）